はじめに

2002年(平成14年)11月、私たちは、「国民の期待に応える」司法改革とするためには、地域の実情に根ざした議論をできる限り行い、制度作りに反映させる必要があると考え、「神奈川から始める司法改革~神奈川の司法10の提案」を公表しました。こうした提案は全国的にも珍しく、新聞にも取り上げられました。その後、司法改革が実践段階に入った2010年(平成22年)に改訂し、「神奈川の司法10の提案2010」を公表しました。

改訂後およそ13年が経過しましたが、この間、司法はめまぐるしく変化し、 とりわけ、裁判のIT化が、民事裁判のみならず、刑事、家事、執行、保全の各 分野でも、段階的に施行されていく予定となっています。

裁判のIT化は、司法制度改革審議会意見書(以下「意見書」といいます。)でも「裁判所の利便性の向上」の方法として提案されたことですが、意見書が「司法の利用相談窓口・情報提供」や「裁判所の配置の見直し」なども提案しているとおり、市民にとって利用しやすい司法の実現のためには、IT化だけでは十分とはいえません。

そこで、神奈川県弁護士会では、市民のみなさまに良質な司法サービスを提供できるよう、IT化だけではなく、裁判所の充実に向けた提案を改めてお示しするとともにそれらの実現に向けてともに努力したいと考え、「神奈川の司法10の提案2023」を作成いたしました。

ちなみに、2022年(令和4年)5月に成立した民事訴訟手続のIT化に関する民事訴訟法改正の附則では、施行から5年経過した後の見直しを規定しています。裁判のIT化とそれ以外の「裁判所の利便性の向上」に向けた取り組みは息の長いものとなりますが、皆様も関心を寄せていただければと思います。



神奈川県弁護士会のロゴマーク「かなべんくん」

1 裁判官・検察官を大幅に増員しよう!

神奈川県に裁判所・検察庁はいくつあるの?

神奈川県内には、横浜市中区に横浜地方裁判所・横浜家庭裁判所の本庁があり、その他川崎、横須賀、小田原、相模原に1つずつ合計4つの支部があります(小田原支部と横須賀支部は、1876年(明治9年)11月に置かれた「小田原区裁判所と横須賀区裁判所が、戦後、横浜地方・家庭裁判所小田原支部と横須賀支部に変更されたものですが、川崎支部は、1959年(昭和34年)に、相模原支部は、1994年(平成6年)に新設されました。)。また、簡易裁判所は地方裁判所と同じ建物内にある横浜、川崎、横須賀、小田原、相模原の各簡易裁判所のほか、横浜市神奈川区内に神奈川簡易裁判所、横浜市保土ヶ谷区内に保土ヶ谷簡易裁判所、鎌倉市内に鎌倉簡易裁判所、藤沢市内に藤沢簡易裁判所、平塚市内に平塚簡易裁判所、厚木市内に厚木簡易裁判所の6つの独立簡易裁判所を合わせて合計11あります。

検察庁については、横浜地方検察庁が横浜地方裁判所に対応して設置されており、地方裁判所と同様、本庁のほか4つの支部があります。また、各簡易裁判所に対応して区検察庁が合計11設置されています。但し、現在、平塚区検察庁は横浜地方検察庁小田原支部内に、神奈川区検察庁、鎌倉区検察庁は、横浜地方検察庁本庁内にあります。

以下、地方裁判所を地裁、家庭裁判所を家裁、簡易裁判所を簡裁、地方検察庁 を地検、区検察庁を区検と略して呼ぶことにします。

※検事とは、主に地方検察庁に所属し、地方裁判所に対応する事件の捜査・公判を担当し、副検事とは、主に区検察庁に所属し、簡易裁判所に対応する事件の捜査・公判を担当します。なお、検事及び副検事は、検察官の官名です。

神奈川県に裁判官・検察官は何人いるの?

私たちの最近の調査では、横浜地裁及び横浜家裁の裁判官(所長、支部長を含みます。)と横浜地検の検事(検事正、支部長を含みます。)の人数は次のとおりです。

裁判官数 • 検事数

	本庁	川崎	横須賀	小田原	相模原	合計
地裁裁判官	60	14 (14)	5 (5)	11 (10)	6 (6)	96
家裁裁判官	17	14 (14)	5 (5)	11 (10)	6 (6)	53
地検検事	51	8	3	4	1	67

※裁判官数は、横浜地方裁判所総務課からの回答(令和4年4月15日現在)による。

検事数は、令和4年用職員録(令和3年9月30日現在)による。

このうち本庁を除く各支部では、地裁と家裁の両方の事件を担当している裁判官がおり、その人数は川崎支部14人、横須賀支部5人、小田原支部10人、相模原支部6人となっています。

また、私たちの最近の調査では、2022年(令和4年)度の神奈川県内の各 簡裁の簡裁判事と各区検の副検事の数は次のとおりです。

簡裁判事数 · 副検事数

	横浜	神奈川	保土ケ谷	川崎	鎌倉	藤沢	相模原	横須賀	平塚	小田原	厚木
簡裁判事	4	4	2	3	1	2	2	6	1	5	1
副検事	20	3	3	5	3	0	2	1	1	3	0

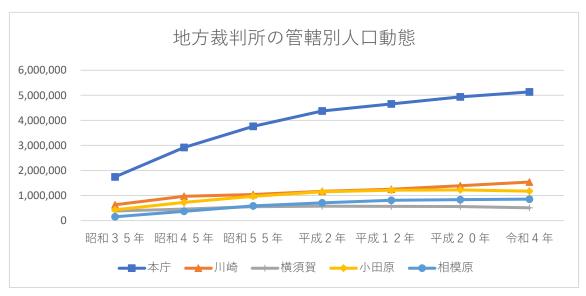
簡裁判事数は、横浜地方裁判所総務課の回答(令和4年4月15日現在)による。 副検事数は、令和4年用職員録(令和3年9月30日現在)による。

簡裁判事について、このうち小田原、横須賀の各簡裁では地裁の裁判官と簡裁 判事を兼務している裁判官がおり、その人数は小田原簡裁4人、横須賀簡裁5人 となっています。

また副検事について、神奈川区検の副検事3人、保土ヶ谷区検の副検事2人、 及び鎌倉区検の副検事3人は、それぞれ横浜区検と兼務しています。また、平塚 区検の副検事は小田原区検と兼務しています。藤沢区検と厚木区検には副検事は 配置されていません。なお、区検のうち地検所在地にある横浜、川崎、横須賀、 小田原、相模原の各区検では副検事が地検の仕事も担当しています。

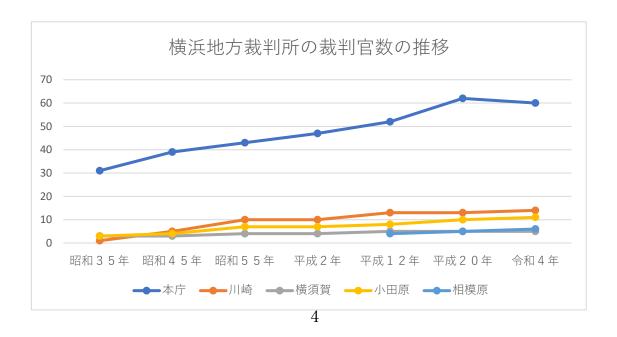
神奈川県内の人口や事件数と比較してみよう

次に地裁の管轄別人口と裁判官の増加率を比べてみましょう。地裁の管轄別人口は次のとおりです。1960年(昭和35年)度と2022年(令和4年7月1日現在)度を比較すると、神奈川県全体で人口は約2.76倍、本庁管内では約2.94倍になっています。



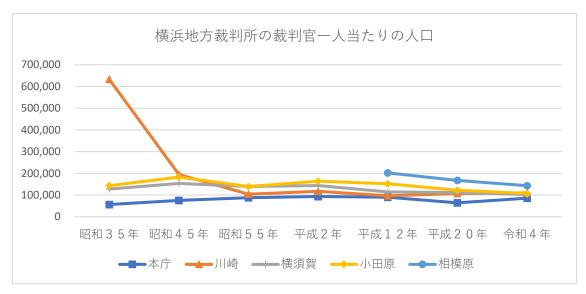
	昭和35年	昭和45年	昭和55年	平成2年	平成12年	平成20年	令和4年
本庁	1, 745, 76	2, 921, 65	3, 761, 31	4, 378, 72	4, 658, 79	4, 941, 46	5, 146, 23
	3	9	0	2	4	0	0
川崎	632, 975	973, 247	1, 040, 64	1, 171, 34	1, 252, 23	1, 389, 61	1, 542, 04
			8	4	5	3	4
横須賀	382, 453	460, 336	556, 415	575, 658	569, 150	560, 783	511, 210
小田原	429, 469	730, 423	973, 229	1, 146, 70	1, 213, 49	1, 224, 89	1, 178, 88
				1	6	9	7
相模原	152, 516	371, 583	586, 149	711, 579	807, 761	837, 033	858, 752

これに対して、裁判官の増加率は次のとおりです。



	昭和35年	昭和45年	昭和55年	平成2年	平成12年	平成20年	令和4年
本庁	31	39	43	47	52	62	60
川崎	1	5	10	10	13	13	14
横須賀	3	3	4	4	5	5	5
小田原	3	4	7	7	8	10	11
相模原					4	5	6
合計	38	51	64	68	82	95	96

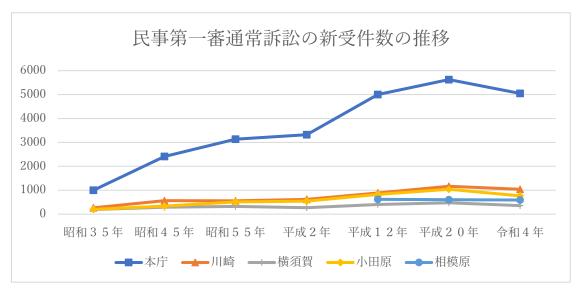
1960年(昭和35年)度と2022年(令和4年)度を比較すると、地裁の裁判官の数は、神奈川県全体では約2.5倍、本庁では約1.9倍に増えていますが、次のとおり、裁判官1人当たりの人口は、1960年(昭和35年)から1970年(昭和45年)にかけての川崎支部を除き、ほぼ横ばいで、人口動態と比べると、十分に増えているとは言えません(なお、横浜地方裁判所川崎支部は1959年(昭和34年)に新設されました)。



	昭和35年	昭和45年	昭和55年	平成2年	平成12年	平成20年	令和4年
本庁	56, 315	74, 914	87, 472	93, 164	89, 592	64, 175	85, 626
川崎	632, 975	194, 649	104, 065	117, 134	96, 326	106, 893	109, 909
横須賀	127, 484	153, 445	139, 104	143, 915	113, 830	112, 157	102, 000
小田原	143, 156	182, 606	139, 033	163, 814	151, 687	122, 490	107, 047
相模原					201, 940	167, 407	142, 891

それでは新受件数はどうでしょうか。横浜地裁の民事第一審通常訴訟の新受件数は次のとおりです。1960年(昭和35年)度と2022年(令和4

年) 度を比較すると全体で約4.7倍、本庁では約5.0倍に増えています。



	昭和35年	昭和45年	昭和55年	平成2年	平成12年	平成20年	令和4年
本庁	998	2, 409	3, 133	3, 324	5, 004	5, 627	5, 049
川崎	264	565	555	616	883	1, 165	1, 036
横須賀	192	291	320	266	404	475	354
小田原	199	334	509	545	822	1, 040	762
相模原					619	601	590
合計	1, 653	3, 599	4, 517	4, 751	7, 732	8, 908	7, 791

このように、事件数の推移と比較しても、裁判官の増加率が低いのが分かります。まだまだ裁判官は足りないと言えます。

裁判官・検察官は何人増員すればいいの?

司法制度改革審議会は法曹人口(裁判官・検察官・弁護士のことです。これらをまとめて「法曹三者」と言います。)の大幅な増員を提言しました。その結果、1990年(平成2年)ころまでは年間500人程度だった司法試験の合格者は、2021年(令和3年)度では1,412人となりました。しかし、司法試験に合格して司法修習を終了する者の90%以上が弁護士になるとみられるため、2017年(平成29年)から2021年(令和3年)までの5年間で、弁護士は38,980人から43,206人となったのに対し、裁判官(但し簡裁裁判官は除く)は2,775人から2,797人、検察官(但し副検事は除く)は1,964人から1,967人に増えただけで、著しいアンバランスが生じることになりました。

私たち神奈川県弁護士会に所属する弁護士も、最初の10の提案を作成した2002年(平成14年)3月時点で737人でしたが、本書の2010年版を作成した2010年(平成22年)3月時点では1,128人、2015年(平成27年)3月時点では1,493人でしたが、2022年(令和4年)3月時点では、1,741人に達しています。

私たちは、2001年(平成13年)7月に作成した「神奈川司法計画(第 1次案)」では、地裁の裁判官数を約3倍に増員するよう提案しました。また、 日本弁護士会連合会も、同年10月、「裁判官及び検察官の倍増を求める意見 書」を発表しており、裁判官数を2倍に増員するよう求めています。

ところが、裁判官数が増えない現状に合わせるため、国は2022年(令和4年)4月15日、判事補の定員を40名、裁判官以外の裁判所の職員の定員を26名減少する旨の裁判所職員定員法の一部を改正する法律案を可決しました。また、2023年(令和5年)2月7日、判事補の定員を15人減少し、裁判官以外の裁判所の職員の定員を31人減少するとの裁判所職員定員法の一部改正案が可決されました。本来、裁判官の定員に実数を合わせるべきであるにもかかわらず、私たちの要求とは逆行する動きが進行しています。

裁判官、検察官の増員により、法曹三者のアンバランスを是正し、裁判官・ 検察官1人当たりの負担を軽減させるとともに、特に地裁の支部においては、 民事と刑事の兼務、地裁と家裁の兼務をできる限り解消する必要があります。 また、地検においては、副検事が検事の仕事を肩代わりするのをやめ、検事が 全ての捜査・公判を担当できるようにする必要があります。そのためには、裁 判官・検察官の人数を少なくとも倍増する必要があると言えましょう。

2 相模原支部で合議事件を取り扱えるようにしよう!

合議制がないことによる不利益

横浜地裁相模原支部には、合議制裁判(3人の裁判官の協議によって事件を審理する体制)がありません。このことにより、大きく3つの不利益が県民の方に 生じています。

一つ目は、裁判が長期化することです。難しい事件について、支部内で解決することが出来ないことがあり、事件の途中から横浜地裁本庁に事件を引き継ぐ事態が発生しています。

二つ目は、相模原市・座間市から横浜地裁本庁への距離が遠く、通うのに時間がかかることです。合議事件となった場合は、相模原市・座間市から横浜市(関内)にある横浜地裁本庁まで相当の時間をかけて行く必要があります。

三つ目は、刑事事件における身体拘束からの解放の適否が本庁で判断されてしまうことです。事件の記録を相模原市・座間市から横浜市(関内)にある横浜地 裁本庁まで運ぶので、その分、身体拘束の解放までに時間がかかってしまいます。

これらの著しい不利益を考えると、横浜地裁相模原支部には、合議制裁判を導入する強い必要性があるのです。

他の裁判所と比べてみよう

全国50の地裁本庁では、全て合議事件を取り扱います。2021年(令和3年)の民事事件の新受件数で比べてみると、全50本庁のうち、半数以上の28本庁よりも、相模原支部のほうが新受件数は多いのです。

また、本庁だけでなく支部についても見てみますと、全国63の合議制を実施 している支部のうち、約8割に当たる52支部よりも、相模原支部のほうが新受 件数は多いのです。

さらに、合議制を実施している支部のうち、相模原支部と同様の新受件数の各支部から同支部の本庁への公共交通機関によるアクセス時間を比較しても、相模原支部よりも短い支部の方が多いという状況です。

加えて、川崎支部は1967年(昭和42年)に合議事件を扱えるようになったのですが、テーマ1に記載しているとおり、同支部の1970年(昭和45年) 度の民事新受件数は565件であり、相模原支部は、2000年(平成12年) 以降、この件数を上回っています。 このように、各本庁や、合議制を実施している他の支部と比べても、横浜地裁 相模原支部に合議制を導入してしかるべき状況です。

また、相模原市は、現在、全国でも18番目の人口を擁する政令指定都市ですが、政令指定都市の中で合議制を実施していないのは、相模原支部のみという事態となっています。

最高裁判所の合議制による審理に関する考え方

最高裁判所は、2017年(平成29年)7月21日公表の「裁判の迅速化に係る検証に関する報告書(第7回)」において、民事事件には複雑で困難な事件が増加しており、それらを適切に解決するためには合議体による審理が有効である旨記載している(同報告書70頁以下)上、2016年(平成28年)の新年のことばで、当時の最高裁判所長官寺田逸郎氏も、民事裁判の質を向上させる手段として「合議体による審理を充実させること」を挙げています。

このように、最高裁判所も合議体による審理の充実を述べており、相模原支部に合議制を導入することは、最高裁判所の意向にも合致するのです。

横浜地裁相模原支部の体制

横浜地家裁相模原支部には、裁判官(判事)が6名配属されており(2022 年(令和4年)7月時点)、合議制裁判を実施することが可能な人数です。

他支部では、例えば、横浜地家裁横須賀支部においては、裁判官(判事)5名で合議制裁判を行っています。

また、横浜地裁相模原支部の法廷も合議制裁判をするための設備が整っています。

したがって、横浜地裁相模原支部に合議制裁判を導入するに際して、ハード面・ ソフト面ともに特段の支障はありません。

市民の方の不利益の実情を見れば、速やかに合議制裁判を導入すべきです。

合議制実現に向けての活動

このような不均衡の是正と市民の裁判を受ける権利を保障するため、2002年(平成14年)に「相模原地域司法改革懇話会」が設立され、関東弁護士会連合会、神奈川県弁護士会(当時の名称は「横浜弁護士会」)の後押しもあって、現在の「神奈川県弁護士会相模原支部地域司法改革委員会」発足につながりました。

委員会の活動としては、合議制が実施されていないことの不都合性を客観的に 明らかにするために、準抗告キャンペーン(本庁に準抗告を申し立てた際の所要 時間などについてデータを収集、分析する活動)を行っています。また、最高裁 や、座間市、相模原市議会への陳情、タウンニュースでの連載を行いました。

2023年(令和5年)には、相模原市長と座間市長を会長とする協議会を立ち上げ、地域の司法改革に対する民意を集約し、裁判所に対する申し入れの母体として、さらに強力に運動を進めています。

このような委員会の活動は、神奈川県弁護士会の総意に基づいています。

2022年(令和4年)3月2日には、神奈川県弁護士会における臨時総会において、相模原支部に合議制の導入を求める決議について、全会一致で可決承認されました。

このことは、神奈川県弁護士会全体としても、相模原支部に合議制を導入する 必要があると考えていることを示しています。

私たちは、相模原支部においても合議制裁判を実施するよう、今後も積極的に 働きかけを続けていきたいと考えています。

3 労働審判を支部でも取り扱えるようにしよう!

労働審判制度とは

労働審判制度は、急激に増加した個別労働関係民事紛争を訴訟よりも短期間に、かつ紛争の実情に即して解決するため、2006年(平成18年)4月から開始された紛争解決制度です。個別労働関係民事紛争とは、労働者と使用者間の個別労働契約において生じた民事紛争をいい、例えば、解雇、賃金未払いなどの労働条件に関する紛争や労災事故による労働者の使用者に対する安全配慮義務違反を理由とする損害賠償請求など幅広い紛争を指します。

労働審判制度は、労働審判官(裁判官) 1名と労働審判員2名で構成される労働審判委員会が原則として3回以内の期日で結論を出し、その間、適宜調停を行うことができるとされていることに大きな特徴があります。

そして、2020年度(令和2年度)の全国の既済事件3,755件のうち、調停が成立した事件は2,559件(68.1%)でした。また、労働審判で終局した事件は608件(16.2%)であり、そのうち261件(7.0%)は、異議申立てがなく確定しています。なお、取り下げにより終了した事件は363件(9.7%)でした。労働審判の平均審理期間については107.5日となっていますが(裁判の迅速化に係る検証に関する報告書(第9回))、新型コロナウイルス感染症の影響があるものと思われるところであり、比較的迅速な解決が図られていると言えます。

なぜ労働審判を支部で行う必要があるのでしょうか

現在、東京地裁立川支部、静岡地裁浜松支部、長野地裁松本支部、広島地裁福山支部、福岡地裁小倉支部を除き、労働審判は、地裁本庁でしか実施されておらず、支部では実施されていません。

(1) 労働審判の新受件数の推移

2018年度(平成30年度)から2021年度(令和3年度)までの労働審判の新受件数は、次の表のとおりです(日弁連の資料による)。

* 横浜、静岡、長野以外は高裁所在地。

	平成 30 年度	令和1年度	令和2年度	令和3年度	合計
横浜	209	247	257	237	950
東京	1106	1059	1136	963	4264
立川支部	112	91	74	80	357
大阪	380	333	351	303	1367
名古屋	179	184	242	222	827
広島	36	42	48	57	183
福山支部	15	12	13	17	57
福岡	108	163	167	138	576
小倉支部	41	54	40	30	165
仙台	82	82	107	87	358
札幌	141	121	109	106	477
高松	17	21	22	28	88
静岡	47	41	34	59	181
浜松支部	21	26	26	38	111
長野	10	12	17	16	55
松本支部	17	18	16	14	65
全国	3630	3665	3907	3609	14811

支部で労働審判が実施されている都県別の4年間の合計の新受件数をみると、その支部における割合は、東京都は約8%(4621件中357件)ですが、広島県は約24%(240件中57件)、福岡県は約22%(741件中165件)、静岡県は約38%(292件中111件)、長野県は約54%(120件中65件)と高い水準にあります。

(2) 相談件数の推移

さらに、全国の個別労働関係民事紛争に関する相談は、2018年(平成30年)度266,535件、2019年(令和元年)度279,210件、2020年(令和2年)度278.778件、2021年(令和3年)度284.139件と、高水準で推移しています(厚生労働省 令和3年度個別労働紛争解決制度の施行状況)。

全国の労働審判の新受件数と比較しても、潜在的な需要は非常に多いことが推測されます。

また、厚生労働省は、新型コロナウイルスに感染したことで解雇等見込み

の労働者数や、新型コロナウイルスの影響を受けて雇用調整の可能性のある 事業所数を継続的に調べていますが、2020年(令和2年)5月に解雇等 見込みの神奈川県内の労働者数は503人であったところが、2023年 (令和5年)2月の解雇等見込みの神奈川県内の労働者数は、6309人に 増えています。また、2020年(令和2年)5月に雇用調整の可能性のあ る事業所数は1,307であったところが、2023年(令和5年)2月に は、4,543に増えています(厚生労働省 新型コロナウイルス感染症に 起因する雇用への影響に関する情報について)。

したがって、新型コロナウイルスの影響による潜在的な需要も多いと考えられます。

(3)企業数からみた不均衡

神奈川県下の事業所数は合計369,446箇所であり、横浜地裁本庁管轄地域では208,350箇所、川崎支部管轄地域では54,125箇所、小田原支部管轄地域では54,067箇所、横須賀支部管轄地域では20,792箇所、相模原支部管轄地域では32,112箇所となっており(総務省 令和元年経済センサス基礎調査)、事業者数からみても、労働審判を本庁のみで行うのは、不均衡な印象が拭えません。

(4)移動に要する時間と費用

また、雇用関係は地域を問わず存在しますが、支部管内の住民が個別労働関係民事紛争の迅速な解決を求めて労働審判を利用しようと考えても、地裁本庁でしか実施されないと、不都合があります。例えば、小田原支部の場合、乗り換え時間を考慮すると95分であり、JR小田原駅から地裁本庁の最寄り駅である地下鉄みなとみらい線日本大通り駅までは、片道で1,220円かかり、移動に要する時間や費用等から利用を躊躇せざるを得ないことも考えられます。本庁管轄内に居住する住民と比較して不公平ですし、裁判を受ける権利の保障の観点からも問題です。

(5) 労働審判の波及効果

さらに、労働審判制度が発足した当初、この制度が定着すると「そこに参加している労働審判員が、法律や判例等に応じて労働紛争を解決する手法に通暁することになり、そういった労働審判員の経験者が企業や労働組合に戻り、そこで労使自治による紛争解決の土台を形成してくれることも各方面で期待されている」(林俊之最高裁事務総局行政局第一課長「労働審判制度の最近の運営状況について」中央労働時報第1079号2頁)と指摘されていました。この指摘は現在でも妥当するものであり、支部管内でも等しく妥当する要請であると思われます。

弁護士会の取り組み

以上により、弁護士も労働審判制度をより積極的に利用するとともに、地裁支部でも労働審判を取り扱うようにすべきです。

この点について、最高裁判所行政局から日本弁護士連合会に対し、同制度を始めるにあたり、地裁本庁に集約していたのは、労働知識に精通した審判員の確保が必要であったことと、新しい制度のためノウハウの蓄積が必要であったことが大きな理由であったところ、事件数も増え、解決率も高く、ノウハウの蓄積もできたことから、2010年(平成22年)4月から支部でも事務を取り扱う旨の説明があり、東京地裁立川支部と福岡地裁小倉支部で取り扱いが始まりました。

その後、日本弁護士連合会と最高裁判所との協議を経て、2017年(平成29年)4月から、静岡地裁浜松支部、長野地裁松本支部、広島地裁福山支部でも取り扱いが始まりました。

神奈川県弁護士会では、2021年(令和3年)1月、横浜地裁小田原支部での労働審判実施を求める会長声明を発出し、さらに、2021年(令和3年)7月、相模原市議会宛に、横浜地裁模原支部において合議制及び労働審判を実現するための意見書提出に関する陳情書を提出し、労働審判を取り扱う支部の拡大に努めています。

4 簡易裁判所を新設しよう!

現在、神奈川県内に簡裁は合計11あります。各簡裁は、それぞれ担当するエリアが決まっており、これを土地管轄といいます。

簡裁は戦後になって設置されたものですが、その地域で生活する人たちが身近な問題を気軽に持ち込み、柔軟・迅速に解決されることが期待されていました。しかし、実際はどうでしょうか。簡裁の問題に触れる前に、各簡裁の管轄別の人口(2022年(令和4年)7月時点)と簡裁の第1審通常訴訟の新受件数(2020年(令和2年)度)を見てみましょう。

	横浜	神奈川	保土ケ谷	川崎	鎌倉	藤沢	相模原	横須賀	平塚	小田原	厚木
管内人口	926,109	1,450,169	676,114	1,542,044	729,087	1,199,934	858,752	511,210	316,173	494,905	367,809
新受件数	2, 507	6, 143	713	1, 028	384	749	670	403	226	354	298

これらを見ると、まず、神奈川簡裁の事件数がたいへん多いことがわかります。 一つの裁判所に事件が集中すれば、一つ一つの事件の進行が遅くなります。 神奈川簡裁管轄内の各区の人口(2022年(令和4年)7月時点)を見ると、 次のようになっています。

緑区	青葉区	都筑区	鶴見区	神奈川区	港北区
182, 979	310, 757	214, 756	295, 933	248, 993	361, 568

そこで、神奈川簡裁管轄地域のうち、緑区・青葉区・都筑区だけを管轄する簡 裁を新設してはどうでしょうか。

それらの区の合計人口は708,492人、鶴見区、神奈川区、港北区の合計 人口は906,494人ですから、バランスもよくなります。

また、川崎簡裁管轄内の各区の人口(2022年(令和4年)7月時点)は、 次のようになっています。

高津区	宮前区	多摩区	麻生区	川崎区	幸区	中原区
234, 461	235, 034	224, 269	181, 006	230. 699	171, 583	264, 992

そこで、川崎簡裁管轄地域のうち、川崎市北部の高津区・宮前区・多摩区・麻生 区だけを管轄する簡裁を新設してはどうでしょうか。

それらの区の合計人口は874,770人、南部の川崎区、幸区、中原区の合計人口は667,274人ですから、バランスもよくなります。

そうすれば、事件が分散され、事件の進行がスムーズになるだけでなく、居住 する地域に近い場所に簡裁ができ、住民の利便性も増すことになります。

それから、現在の土地管轄では海老名市・綾瀬市は藤沢簡裁の管轄になっています。しかし、両市から藤沢に行くのには厚木市に行くより時間がかかります。 藤沢簡裁は事件数が比較的多いことと、厚木簡裁の管轄人口が約37万人と比較的少ないことを考えると、海老名市・綾瀬市を厚木簡裁の管轄とすることも考えられます。

また、地裁の管轄との整合性から、大和市内に大和簡裁を新設し、大和市・海 老名市・綾瀬市を管轄とする方向も考えられます。管轄人口は約46万人になり ます。そうすれば、藤沢簡裁の管轄人口は約72万人となり、忙しさも軽減され ることになります。

この海老名市・綾瀬市の例に代表されるように、簡裁の土地管轄を人口動態や 利用者の便宜という観点から見直す必要があると考えます。

5 簡裁に家裁出張所を併設しよう!

県内の家事事件、家庭裁判所の状況

超高齢化社会の到来や、権利意識の高まりなどを背景として、成年後見や相続、 離婚などの家庭の問題の解決のため、家裁を利用する人が増えています。

さらに、神奈川県においては、人口の増加が続いていることもあり、下記の表のとおり、過去20年間で、県内の家裁で取り扱う家事事件は、約2.3倍に増えています。

	ر ک	、	家事事件新受件数		
裁判所	2001 (H13) 年	2021 (R3) 年	2001 (H13) 年	2021 (R3) 年	
横浜本庁	4, 704, 124	5, 142, 485	19, 363	44, 752	
川崎支部	1, 269, 207	1, 539, 352	5, 111	12, 730	
相模原支部	813, 035	858, 056	3, 626	8, 809	
横須賀支部	570, 587	513, 669	2, 542	5, 905	
小田原支部	1, 216, 496	1, 180, 085	5, 312	12, 235	
計	8, 573, 449	9, 233, 647	35, 954	84, 431	

しかし、県内の家裁は、横浜の本庁のほか、川崎、横須賀、小田原、相模原の 4支部しかありません。

一方、県内の簡裁は、上記の本庁や支部と同じ場所にある他、神奈川、保土ヶ谷、鎌倉、藤沢、平塚、厚木の合計11ヶ所にありますが、簡裁では、離婚事件 や相続事件などの家事事件を取り扱っていません。

従って、家庭の問題を抱え、それを裁判所で解決したい人は、横浜や川崎、横 須賀や小田原、相模原まで出かけて行かなければならないのです。

また、上記のように家事事件が急増したこともあり、各地の家裁は非常に混雑し、裁判官や書記官などの職員の負担も大きくなっています。例えば、横浜家裁本庁の令和3年の新受件数4万4752件を、同庁の裁判官数17名で割ると、裁判官一人あたりの新受件数は年間2,600件以上になります。

そして、調停等の期日や調停室の予約が埋まっている等の理由により、次の期日が開かれるのが先になってしまうなど、問題の解決までに時間がかかる状況になっており、裁判所を利用する市民にも大きな影響が出ています。

簡裁への家裁出張所併設について

急増する家事事件に対し、市民が気軽に裁判所を利用し、早期に問題を解決するためには、裁判官の増員とともに、市民の身近なところに家事事件を取り扱う裁判所を設置する必要がありますが、法律を改正しなくても設置をする方法があります。それは、簡裁に家庭裁判所出張所(家裁出張所)を併設するという方法です。

家裁出張所は、家庭裁判所の事務の一部を取扱わせるために裁判所が設置する機関で、最高裁判所の規則により設置できます。

扱う事務は、家裁出張所毎に異なりますが、家事事件の受付、家事調停、家事 審判などがあります。なお、訴訟事件や少年事件などは扱いません。

家裁の出張所は、全国に77ヶ所あり、その全てが簡裁に併設されています。 関東では、東京都に東京家裁伊豆大島出張所と八丈島出張所が、埼玉県にさいた ま家裁久喜出張所と飯能出張所が、千葉県に千葉家裁市川出張所があります。

ところが、神奈川県内には家裁出張所がありません。

そこで、県内にある簡裁の内、まずは、家裁の本庁や支部と時間的にも距離的にも離れた場所にある、藤沢、厚木の各簡裁に、家裁出張所を併設することを提案します。

簡裁に家裁出張所を併設することにより、例えば、離婚手続などに関しては、 調停や審判などが利用しやすくなり、養育費等の支払いをより確実にしたり、親 権や子の監護、面会交流などに関わる問題を解決したりすることが期待できます。

また、成年後見制度なども利用しやすくなり、成年後見等の法的な支援を必要とする、高齢者・障害者などの権利を守ることにも繋がります。

なお、後述する裁判のIT化が進むことにより、オンラインで出来る手続きが増えるため、新たな家裁出張所の設置は不要になるのではないか、といった意見もあるかもしれません。

しかし、例えば、離婚等に関する調停(夫婦関係調整調停)では、2020年においては、4割以上の方が弁護士を代理人に立てずに当事者本人で手続をしていますが、当事者の中にはIT化への対応が困難な方が存在することなどが予想されます。

また、家庭内での困難・複雑な問題を適切に解決するためには、家裁における 対面での丁寧な審理が不可欠と考えられるので、今後、裁判のIT化が進んでも、 家裁出張所を設置する必要性が高いことには変わりがありません。

実現に向けた運動

簡裁への家裁出張所併設の実現のため、これまで神奈川県弁護士会は、2010年(平成22年)に作成した「神奈川の司法10の提案 2010」や、2013年(平成25年)に作成した「神奈川の司法計画 2013」で、この問題を取り上げています。

また、2018年(平成30年)には、当時の弁護士会の会長名で、藤沢簡裁と厚木簡裁への家裁出張所併設を求める会長声明を発表しました。

さらに、藤沢簡裁や厚木簡裁の管轄区域にある自治体にも働きかけ、藤沢市、 茅ヶ崎市、大和市、海老名市、綾瀬市、寒川町と、厚木市、伊勢原市の各市町の 議会から、政府や最高裁判所宛に、簡裁に家裁出張所を併設することを求める意 見書を提出して頂きました。

そして、2021年(令和3年)には、藤沢簡裁への家裁出張所併設をアピールする「第14回弁護士会支部サミット in ふじさわ」というイベントを、藤沢市で開催しました。

現在は、2023年(令和5年)1月に設立された「藤沢簡易裁判所に横浜家庭裁判所出張所の併設を求める協議会」(会長:藤沢市長)において、関係機関への要望書提出に向けた活動などを行っています。

また、2023年(令和5年)3月、神奈川県弁護士会総会において、「藤沢簡易裁判所に横浜家庭裁判所出張所の併設を求める決議」について、全員一致で可決承認されました。

私たちは、今後も、地元の皆様のご理解とご協力を得ながら、実現に向けた運動を力強く続けていきたいと考えています。

6 利用しやすい庁舎にしよう!

神奈川県内にある裁判所の庁舎の現状は、後掲の一覧表のとおりです。

建物の老朽化

横浜地家裁小田原支部・小田原簡裁本館の庁舎は2004年(平成16年)に新築され、同横須賀支部は2012(平成24年)年に新築されました。ことに横須賀支部は高台にあった4階建て庁舎でしたがエレベーターがなく、法廷に行くには、坂道を上り、さらに階段を歩いて登らなければならなかったところ、平坦な土地に新築された庁舎には、エレベーターもあり、格段に利用しやすい庁舎になりました。

他方で、保土ヶ谷簡易裁判所は1964年に建築され既に59年経過しています。また、横浜地家裁川崎支部・川崎簡裁の本館は、1974年(昭和49年)に建築され、神奈川簡易裁判所の本館も1974年(昭和49年)に建築され、それぞれ、既に49年が経過しています。

特に川崎支部は、老朽化しているだけでなく、調停の待合室が狭く、待っている方が入りきれずに廊下で立って待たざるを得ない等といった問題もあります。川崎支部の管内人口は150万人を超え、事件数も多いですから、それに対応するにふさわしい庁舎にすべきです。

藤沢簡易裁判所本館は1978(昭和53年)年に、平塚簡易裁判所は1980年(昭和55年)に、横浜地家裁小田原支部・小田原簡易裁判所別館は1989年(平成元年)に、厚木簡易裁判所は1992年(平成4年)に、それぞれ建築され、いずれも既に30年以上が経過しています。

このように、神奈川県内の上記裁判所の建物は、相当老朽化しており、建替が必要な時期がきているのにもかかわらず、そのまま取り残されており、特に、簡易裁判所の老朽化が顕著です。

老朽化した裁判所の建物では、その余の設備も不十分であることが多く、 待合室で隣の部屋の声が聞こえてしまうなどの問題もあります。

エレベーター設置状況

高齢者・障害者の方も利用しやすい庁舎であるべきですが、未だに車椅子

で入ることのできない庁舎や法廷などがたくさんあります。

特に独立簡裁(神奈川簡裁、保土ヶ谷簡裁、鎌倉簡裁、藤沢簡裁、平塚簡裁、厚木簡裁)には、エレベーターが設置されておらず、車椅子で2階に自力で行くことができません。

一覧表を見れば一目瞭然ですが、2階建ての建物には、エレベーターが設置されていないのが現状なのです。

また、横浜家庭裁判所本庁は、5階建ての本館と3階建ての別館があります。現在、手荷物検査の関係で、別館には入り口がなく、別館に行くには、本館から入り、エレベーターなどで3階に上り、連絡通路を経て、別館の3階に行くのですが、別館にはエレベーターがないため、別館1階、2階には、車椅子では行くことがでません。

2006年(平成18年)12月、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(いわゆるバリアフリー法)が施行され、同法14条第1項が、特別特定建築物(裁判所もこれに含まれると解されます)の政令で定める規模(2,000㎡)以上の建築をしようとするときは、当該特別特定建築物を、政令で定める建築物移動等円滑化基準(エレベーター設置を含む)に適合させなければならないと規定しました。同条第3項により、神奈川県みんなのバリアフリー街づくり条例が制定され、上記2,000㎡を引き下げ、500㎡以上の建築を対象とすることになり、適用対象となる既存施設について、県条例14条が「この条例の施行の際現に存する公共的施設等を設置し管理する者は、当該既存施設について、整備基準に適合するよう整備に努めなければならない」と整備努力を規定しました。

この点、横浜市と川崎市は、独自の条例で上記500㎡という制限をなくし、すべての官公庁を対象としていますが、他の市町村は、条例を制定していませんので、500㎡未満の建物である鎌倉簡易裁判所、藤沢簡易裁判別館及び平塚簡易裁判所は対象外となります。しかも、バリアフリー法は、新たに建築(改装、増築等を含む)をする場合に適用され、現存する建物を上記基準に適合することについては、努力義務にとどまり、義務付けるものでもありません。

建物にエレベーターが設置されていないために、車いすの方が上階には行けず、上階の施設を利用できないという不都合・不利益は、建物の面積の広狭によって変わりません。

弁護士会の運動

以上の庁舎の状況を踏まえ、神奈川県弁護士会では、老朽化した建物を早期に建て替え、これに伴いエレベーターを設置し、設備を強化することで、誰もが裁判所の施設を利用しやすくするための運動をしていきます。

神奈川県内裁判所 建物一覧

裁判所名	建物構造	延床面積(㎡)	建築年	エレベーター
横浜地方裁判所 本庁	地上13階	29, 077	2001	あり
横浜簡易裁判所	地下2階			
横浜家庭裁判所 本庁	本館 地上5階	本館 6,259	本館 1990	本館あり
	地下1階		別館 2004	別館なし(3階のみ連絡
	別館 地上3階	別館 1,280		通路あり)
神奈川簡易裁判所	本館 地上2階	本館 483	本館 1974	なし
	別館 地上2階	別館 285	別館 2005	
保土ケ谷簡易裁判所	地上2階	1, 962	1964	なし
鎌倉簡易裁判所	地上2階	459	2003	なし
藤沢簡易裁判所	本館 地上2階	本館 565	本館 1978	なし
	別館 地上1階	別館 118	別館 2008	
横浜地方裁判所 川崎支部	本館 地上5階	本館 4,861	本館 1974	本館あり
横浜家庭裁判所 川崎支部	地下1階		別館 1992	別館あり
川崎簡易裁判所	別館 地上5階	別館 1,568		
	地下1階			
横浜地方裁判所 相模原支部	地上5階	3, 766	1994	あり
横浜家庭裁判所 相模原支部				
相模原簡易裁判所				
横浜地方裁判所 横須賀支部	地上4階	5, 765	2012	あり
横浜家庭裁判所 横須賀支部				
横須賀簡易裁判所				
横浜地方裁判所 小田原支部	本館 地上4階	本館 4,267	本館 2004	本館あり
横浜家庭裁判所 小田原支部	別館 地上3階	別館 755	別館 1989	別館なし(各階に連絡通
小田原簡易裁判所				路あり)
平塚簡易裁判所	地上2階	426	1980	なし
厚木簡易裁判所	地上2階	618	1992	なし

7 弁護士へのアクセスを容易にしよう!

弁護士へのアクセスの現状

人が何らかの法律的な問題に直面した際、直ちに法律の専門家である弁護士に相談できることは望ましいものです。しかし、かつてに比べれば飛躍的に弁護士数が増加した今日においても、一般の市民にとって弁護士と関りを持つことは稀であり、弁護士は身近な存在とは言い難いものがあります。

また、法律専門家である弁護士に身近に相談ができるという需要は、企業や行政内部にも存在するものと思われます。

一般の市民が法律的問題に直面した際に、費用等を心配することなく相談できる広く市民に開かれた相談窓口としては、①地方公共団体(市役所等)の法律相談と②法テラス(日本司法支援センター)があります。なお基本的には有料ですが、弁護士会も県内各所に相談所を設け、そこでは分野に応じた相談等も行っています。

これらの組織は、一定の要件の下で出張相談も行っています。

また、現在では、企業、行政組織内において、その職員等に法的助言等を行う組織内弁護士も増加してきています。

(1) 地方公共団体の法律相談

県庁や多くの市町村役場では、定期的に弁護士による法律相談を実施しています。これらの相談は、相談時間が限られている難点はあるものの、無料で、法に拠る基本的な考え方やそれに基づく今後の方針等が示されることなどにより、問題解決、あるいはその糸口を得られる重要な制度です。

(2) 法テラス(民事法律扶助制度)

経済的に余裕のない市民のため、かつて日本弁護士連合会が実施していた民事法律扶助事業を受け継いだ法務省所管の独立法人の日本司法支援センター (法テラス)が実施している相談、及び代理援助等の事業があります。収入、資力要件があるものの、相談は無料、その後の法律事務についての弁護士による代理援助も受けられる制度です。

(3)組織内弁護士

現在は、地方公共団体、及び、民間企業等の組織内において、弁護士が様々な立場で、内部職員等に法的助言、法的援助等を行っています。

今後のありかた

(1)市町村等の法律相談は基本的なインフラ

地方公共団体での法律相談は、市民の誰に対しても法律的問題の相談を可能とするという点で、地方公共団体が市民のために提供すべき基本的なインフラとして、不可欠なサービスともいうべきものであり、維持され続けなければならないものと考えられます。昨今では、市民のためのこの基本的インフラとしての法律相談を削減している自治体も見受けられ、当地の市民にとって由々しき事態と考えられます。

また、問題を抱えつつも役所等に出向くことが難しい市民も存在し、そういった市民に第一次的に接触する機会を持つのは自治体の職員だと思われるため、その役割は大きく、相談へのアクセス改善には、前記の出張相談等の制度を市民に対して紹介し、申込を取り次ぐ等の、自治体職員によるより一層の対応が望まれるところです。

(2) 法テラスによる便益の享受に地域差が生じないように

法テラス神奈川の本部は横浜市にありますが、その支部は、現在のところ、 川崎市と小田原市にしかありません。これら以外の地域の市民が必要以上の負担を負わされることがないよう、今後も注視していくことが必要と思われます。

(3)組織内弁護士の活動範囲のさらなる拡大を

従前に比べると、地方公共団体等の新たなステージにて活躍する弁護士が増加していますが、潜在的なニーズはまだまだあると思われるので、現時点ではまだ実績のない新しい分野、部門においてのさらなる進出、活躍等が望まれるところです。

そのためには、一つの事件が長期にわたることも多い弁護士にとって、職務 専念義務が課される常勤職員・任期付職員については両立が難しいため、同義 務が課されない、非常勤職員・任期付短時間勤務職員等としての募集、採用がよ り一層望まれるところです。

8 裁判手続のIT化を地域司法の充実に活用しよう!

2022年(令和4年)5月、民事訴訟手続のIT化に関する改正民事訴訟法 が成立しました。今後、4年以内に段階的に施行される予定になっています。

裁判手続のIT化は、2017年(平成29年)6月に閣議決定された「未来 投資戦略2017」に盛り込まれ、政府主導で始まりました。これを受けて、内 閣官房に「裁判手続等のIT化検討会」が設置され、2018年(平成30年) 3月に「裁判手続等のIT化に向けた取りまとめー「3つのe」の実現に向けて」 が公表されました。続いて、公益社団法人商事法務研究会に「民事裁判手続等I T化研究会」が設置され、2019年(令和元年)12月に「民事裁判手続等I T化研究会報告書」が取りまとめられました。そして、法制審議会に諮問され、 民事訴訟法(IT化関係)部会において、2020年(令和2年)6月から20 22年(令和4年)1月まで審議され、取りまとめられた要綱案の法務大臣への 答申を経て、今回の民事訴訟法改正に至りました。

ウェブ会議を利用した争点整理手続は改正前の2020年(令和2年)から行われていましたが、今回の改正により、これまで裁判所に出頭して行われてきた口頭弁論にもウェブ会議で参加できるようになったり、証人尋問も、当事者に異議がないときなどには、ウェブ会議で行うことができるようになったりします。書面の提出に代えてオンラインで申立等ができるようになり、訴訟記録も電子化され、当事者や利害関係を疎明した第三者は裁判所外の端末で訴訟記録を閲覧・複写できるようになります。

このように、今回の改正により、当事者や代理人は必ずしも裁判所に出頭しなくてもよくなるため、移動の時間や費用の負担がなくなり、訴訟手続に参加しやすくなる面があります。特に裁判所から離れた地域では、これまで最寄りの裁判所に出頭するだけでも大変でしたので、このメリットは大きいと言えます。また、出頭しなくてもよくなるため、期日の調整も容易になり、訴訟が早く進むことが期待されています。このようなIT化は、民事訴訟手続だけではなく、執行・倒産・民事調停・労働審判・家事事件など、各種手続に広める方向になっています。

他方、このような裁判手続のIT化には便利な面がある一方で、懸念される面もあります。たとえば、裁判所の支部に係属する事件であっても、担当の裁判官が本庁からウェブ会議で審理する運用が可能になれば、必ずしも支部に裁判官が常駐する必要がなくなり、支部の裁判官や職員が本庁に集約され、ひいては支部

が統廃合される可能性があります。しかし、訴訟の重要な局面などでは、裁判所に出頭し、裁判官と直接対面して話をしたいというニーズはなくなりません。また、I Tは誰でも使いこなせるわけではありません。機器を保有していなかったり、保有していても十分使いこなせなかったりする当事者は、今までどおり裁判所に出頭し、書面で裁判をすることになりますが、もし最寄りの裁判所が統廃合でなくなってしまっては、I T化によりかえって裁判に参加することが困難になってしまいます。特に、I Tが苦手な高齢者が多い過疎地では、このような懸念は深刻です。民事調停や家事事件など、代理人をつけずに本人で行うことが多い事件でも、やはりこのような懸念は深刻なものとなります。そのため、I T化によって裁判所の態勢や人員が縮小されるようなことは決してあってはなりません。

また、ITを使いこなせない人でも、IT化のメリットを享受できるようにするためには、このような方々をサポートする態勢が必要です。たとえば、書面をPDF化して備え付けの端末でオンライン提出できるようにしたり、事件が係属する裁判所に出頭しなくても、最寄りの裁判所でウェブ会議により手続に参加できるようにすることなどです。このようなサポートを行うのは、第一次的には裁判所です。特に、支部は全国に203か所、本庁・支部の所在地以外にも、いわゆる独立簡易裁判所が全国に185か所あります。このような支部や独立簡易裁判所でIT化された裁判手続をサポートするための機材を設置し、人員を配置して、IT化のメリットを享受できる人とできない人が生じる不公平がないようにすべきです。

このように、裁判手続のIT化は、効率化・合理化のためだけではなく、地域の住民にとってより司法が利用しやすくなる方向で活用される必要があります。

9 家庭裁判所を充実させよう!

なぜ、家庭裁判所の充実が必要?

わが国の社会は、かつてないほど多様な役割を家庭裁判所に求めています。

2020年(令和2年)12月、藤沢市内で行った第14回弁護士会支部サミットは、そのことを明らかにしました。

(1) 家事事件の複雑困難化

親権を巡る事件や面会交流事件など子の監護関連事件が急増し、さらに、紛争が複雑困難化、高葛藤化しています。この傾向は、これからも続くと思われます。複雑困難化した家事紛争を適切に整理し、解決に持っていくには、調停委員と当事者の対面でのやりとりが必要です。ITによる利便性の向上を家事調停に導入する意義は否定しませんが、人間関係を調整し、合意にたどり着くという家事調停ならではの特色は、調停室におけるリアルな人間同士の交流があってこそ発揮できるものでしょう。事件数が増えても対応できる調停室があること、専門的知見を持った調査官や人間性豊かな調停委員や家事専門裁判官がいることが、これからの時代には必要です。

(2)調停の有用性

養育費不払いによる離婚後の子の貧困化が社会問題になりつつあります。わが国では、協議離婚が離婚総数の約9割を占めており、しかも、協議離婚の際、当事者が、養育費支払いの合意をしないケースが多くを占めています。養育費を支払うとの合意をしたものの、口約束にとどまり、離婚後、養育費を払わず、そのまま放置されるケースも多くあります。そのため、一人親世帯の子どもの貧困化が進んでいます。養育費の不払いをどう解消するか、養育費不払い解消に向けてどうしたらよいか、が議論されています。養育費支払については、公正証書を作成するという方法もありますが、離婚調停を申し立てて、養育費支払いの合意を調停条項に書き込んでおけば、不払いになったとしても、家庭裁判所に履行勧告をしてもらうことができます。家庭裁判所に離婚調停を申し立てることの有用性を戸籍窓口で情報提供できる体制を整えてはどうでしょうか。

(3) 児童虐待の増加

児童虐待事件の増加を受けて2000年(平成12年)に児童虐待防 止法が制定されました。それでも、児童虐待の相談件数は年々増え続け ており、2022年(令和4年)度の児童相談所における児童虐待相談 対応件数(速報値)は、過去最多の21万9170件(厚生労働省令和3 年度児童虐待相談対応件数)となりました。2002年(平成14年) 度の相談件数が2万3738件でしたから、この20年で9.2倍にも増 えています。子ども虐待による死亡事例として厚生労働省が都道府県を 通じて把握した事例は2021年(令和3年)度は66例(77人)と なりました。虐待を受けた子どもを保護する児童相談所は必要に応じて 子どもを一時保護し、子どもの安全を図った上で、施設に入所させたり、 里親に委託する措置を執ります。但し、一時保護も施設入所も親権者の 権利を制限する処分であるため、現行法では、2ヶ月を超えて引き続き 一時保護を継続する際や、施設に入所措置を行う際に、親権者が反対す る場合には、家庭裁判所の承認審判を経る必要があります。このように、 児童虐待分野において、家庭裁判所が担う役割は大きくなっています。 この点、2022年(令和4年)の児童福祉法改正によって、一時保護 開始時に、親権者の同意が得られていない場合には、裁判官の令状を得 なければならないとの規定が盛り込まれました。もっとも、家庭裁判所 だけでなく、地方裁判所や簡易裁判所の裁判官も担当する規定になって います。家庭裁判所の裁判官が少ないため、そのような改正になったと 思われますが、本来であれば、家庭裁判所調査官を関与させ、家庭裁判 所の裁判官が審査すべきでしょう。緊急を要するこの手続きを円滑に行 うためには、家庭裁判所の裁判官を増員し、また、オンラインでの受付を 認める等申立を適時適切に受けることができる体制を支部を含めて整備 することが必要不可欠です。

(4) 成年後見制度利用促進と家庭裁判所の役割

2000年(平成12年)に発足した成年後見制度をわが国にどう根付かせていくのか、はとても重要な課題です。発足から20年が経過し、高齢社会はさらに進行しています。また、障害者がその人権を尊重される社会を実現することも重要です。制度の利用促進の取り組みの中で新たな課題も出ています(詳細については「10」をお読みください)が、地域での高齢者・障害者の人権を擁護しつつこの制度を生かしていくためには、家庭裁判所の充実が不可欠です。

(5) 全国の家庭裁判所の家事事件の新受件総数は、司法統計によれば20 01年(平成13年)は59万6478件でしたが、2021年(令和 3年)は115万0372件に増えました。20年間で55万件以上も増え、約1.93倍になっています。

家庭裁判所の人的物的充実が必要

そこで私たちは、家庭裁判所がその期待に応えられるよう、最高裁判所 に対し、家庭裁判所の人的物的体制の強化に取り組むよう提案します。

- (1) 裁判官の増員が必要であることはすでに1で述べた通りですが、中でも、家事事件数が増加している家庭裁判所の裁判官を特に増員すべきです。支部では、家庭裁判所の裁判官が、地方裁判所の事件も担当することが多いことは問題です。家事事件に専念する裁判官を増員すべきです。
- (2) 家庭裁判所調査官の大幅増員も必要です。とりわけ、藤沢簡易裁判所 に家庭裁判所出張所を併設した時は、家庭裁判所調査官を常駐させてほ しいと思います。

司法のIT化と家事調停について

2023年(令和5年)6月6日、民事訴訟以外の民事関係手続き (民事執行、倒産手続き、家事事件手続き等)のデジタル化を目的とす る法改正が成立しました。家事調停についても、調停委員会が相当と認 めるときは、当事者の意見を聞いて、最高裁規則で定めるところによ り、ウェブ会議または電話会議によって家事事件の手続きを行うことが できる」と規定しました。両当事者が対面での調停を求めても、調停委 員会が相当と判断すれば、ウェブ会議での手続きが可能となります。し かし、調停手続きでは、傾聴と納得のプロセスが重要であり、両当事者 の同意が得られない場合には、調停委員会は、当事者の意向を尊重し、 対面での調停手続きとする運用とすべきだと思います。

10 成年後見を利用しやすくしよう!

成年後見制度は、認知症、知的障害、精神障害などにより、物事を判断する能力が十分でない方の財産管理や身上保護を法律的に支援するための制度です。

法定後見制度(後見・保佐・補助の3類型があります。)と任意後見制度があり、その方に相応しい支援者を選定し、ご本人の支援に必要な権限を付与することで権利擁護を図ります。

制度が開始された2000年(平成12年)度以降、全国の法定後見等の申立件数(後見、保佐、補助、後見監督人申立件数の総数)は、約9,000件から、2012年(平成24年)度までに約34,000件まで劇的に増加しましたが、それ以降は微増傾向となり、令和3年度の申立件数は約39,800件となっています。

神奈川県内でも同様の傾向で、横浜家庭裁判所管内全体の後見・保佐・補助開始 等審判新受件数の推移は、2000年(平成12年)度の624件から、201 2年(平成24年)度は3,343件まで増加し、令和3年度は4,131件と なっています。

また、任意後見制度については、任意後見契約の発効には任意後見監督人の選任が必要となりますが、全国の任意後見監督人の選任件数は2000年(平成12年)度の51件から、2021年(令和3年)度では784件と増加しています。

このように成年後見制度を利用される方は増加しているものの、それでもこの制度が必要な高齢者や障害者に行き届いているとはいえません。このような問題意識の下、2016年(平成28年)に「成年後見制度の利用の促進に関する法律」(成年後見制度利用促進法)が公布・施行され、地域の需要に則した成年後見制度の利用の促進や体制の整備等が求められることとなりました。

成年後見制度利用促進法では、①ノーマライゼーション(障害の有無を問わず、誰もが平等に社会生活を営む)の理念、②本人の意思・自己決定権の尊重、③身上保護の重視という3つの基本理念が掲げられています。

そして、これらの理念を実現するため、その地域の特性を活かしながら、権利擁護支援の地域連携ネットワークを構築し、家庭裁判所を始め、自治体や社会福祉協議会、地域連携ネットワークの司令塔となる中核機関等の関係機関が相互に連携することも求められています。

2023年(令和5年)10月には、日本弁護士連合会は、人権擁護大会に

おいて、裁判官・書記官の増員等の家庭裁判所体制の拡充を求める決議を採択しました。神奈川県弁護士会も、高齢者・障害者の皆様が住み慣れた地域で安心して生活していただけるよう、関係機関との連携を深めながら、地域連携ネットワークの強化、権利擁護に尽力して参ります。

また、私たち神奈川県弁護士会では「成年後見センターみまもり」を設立し、2 018年(平成30年3月)から業務を開始しています。

「成年後見センターみまもり」は、成年後見のことなら、どなたでも、どの段階 (申立前の法律相談・申立手続・後見人活動・後見終了など)でも、一つの窓口 でご相談をお受けし、成年後見についての知見の豊かな弁護士を紹介するワンス トップサービスのご提供を目指しています。研修を実施し、家庭裁判所に成年後 見人等の候補者を推薦するなど、実務の最先端で活動をしております。ご本人 はもちろん、ご家族や支援者、福祉関係者の方も、お気軽にご相談ください。

私たちは、このような活動を通じて、神奈川県内における成年後見制度の利用が一層促進されるよう努めていくとともに、家庭裁判所に対し、地域に身近な支部・出張所の増設、社会福祉や権利擁護の専門性を有する職員やきめ細やかな事務処理を担えるだけの職員の増員など、人員体制や物的設備の整備を求めるとともに、「地域連携ネットワーク」の中で積極的な役割を果たすよう求めていきたいと思います。

おわりに ~ 裁判所予算の大幅増額が必要

市民にとって利用しやすく、わかりやすく、頼もしい司法を実現するには、 この10の提案で述べた裁判所の人的・物的充実が必要です。それには、裁判 所予算の大幅増額が必要です。

ちなみに、2022年(令和4年)度予算では、裁判所予算における裁判手続き等のデジタル化関係費は7億1700万円でしたが、2023年(令和5年)度予算では、デジタル化関係費は55億6900億円に大きく増えました。

ところが、この数年間、裁判所予算の総額が連続して減少しています。2020年(令和2年)度の司法予算は3266億円でしたが、2021年(令和3年)度は3253億円、2022年(令和4年)度は3228億円です。2023年(令和5年)度は、3222億1700万円でした。4年連続での減少です。

他方で、国家予算が毎年増えています。裁判所予算が国家予算に占める割合は、2008年(平成20年)度に0.39%でしたが、2023年(令和5年)度の国家予算は、防衛予算が大幅増額されたことで114兆3812億円となり、裁判所予算が占める割合は0.28%に下がりました。三権の一翼を担う裁判所の予算が国家予算の0.28%しかないことは重大なことではないでしょうか。

I T化は時代の趨勢ですが、裁判所へのアクセスの向上や裁判所の利便性の向上、さらには利用しやすく、わかりやすく、頼もしい司法の実現は、I T化だけによって達成できるものではありません。

裁判所予算を増やすには、本書で述べたような具体的な提案・充実策が必要です。その実現のためには、主権者である皆様の声を最高裁判所、政府や国会にさまざまな機会に届けることが一番です。私たちとともに声を上げていただくようお願いいたします。